
堺市国際化方針

令和3年(2021年)5月

堺市

目 次

第1章 国際化方針の概要	1
第1節 策定の背景	1
第2節 成果と課題	4
第3節 「堺市国際化方針」の位置付け	6
第4節 策定の目的	7
第5節 対象期間	7
第2章 国際化方針	8
第1節 国際化の意義とめざすべき都市像	8
第2節 国際化方針の特色（イメージ）	9
第3節 様々な主体との協働・連携	10
第4節 国際化方針の4つの柱（基本目標）	11
第3章 推進施策の基本的な方向性	12
I. 多文化共生社会の実現	12
1. コミュニケーション支援	
2. 日本語学習の普及促進	
3. 生活支援（居住、教育、労働、医療、保険、福祉、防災）	
4. 地域活動支援	
II. 国際感覚豊かな人材育成	14
1. グローバル人材の育成	
2. ボランティアの育成	
3. 国際感覚を涵養する機会の提供	
III. 新たな国際交流の推進	15
1. 海外都市との交流推進	
2. アセアン諸国との交流強化	
3. 国際イベントを契機とした交流推進の展開	
IV. 都市魅力の発信	16
1. 都市ブランド力の向上	
2. 戦略的なプロモーション展開	
3. インバウンド推進	

第1章 国際化方針の概要

第1節 策定の背景

堺市は、平成20年（2008年）に策定した「堺市国際化推進プラン」を平成25年（2013年）3月に改訂し、本市の国際化を計画的かつ効果的に進めてきました。また、平成30年（2018年）には新たに4つの重点的取組を加え、12の重点的取組を定めた追補版を策定（計画期間を令和2年度（2020年度）まで延長）するなど、国際情勢や政府方針を踏まえ、取り巻く環境の変化に柔軟に対応してきました。

一方で、初版の「堺市国際化推進プラン」から13年が経過する中、「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録やダナン市との海外友好都市締結のほか、市内にチェコ共和国名誉領事館が設置されるなど、今後の本市の国際化施策に大きな影響がある取組を実現しました。これまでの成果を踏まえ、国際化施策・事業を充実、発展させるため、「堺市国際化方針」を策定します。

国際情勢

○令和元年（2019年）12月以降、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大、蔓延し、これまでの価値観や生活様式が一変しました。同感染症の終息が見えない中で、今後進めていく取組においても感染防止対策を講じる必要があります。

国内情勢

- 令和2年（2020年）に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピック、令和3年（2021年）に開催が予定されていた「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響で、それぞれ1年延期となりました。
- 令和7年（2025年）、国連が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）が達成される社会をめざすために「2025年大阪・関西万博」が開催され、万博開催による地域活性化や経済効果が期待されます。
- 南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と非常に高く、また、巨大地震が発生した場合には、広範囲において甚大な被害が想定されており、地域における防災機能の充実が大きな課題となっています。

国際化施策の動向

- 1980年代後半から、地方公共団体が「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進している中、旧自治省は、昭和62年（1987年）3月「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」、昭和63年（1988年）7月「国際交流のまちづくりのための指針」、平成元年（1989年）2月「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」を策定しました。各地方自治体には、外国人が活動しやすい都市政策の促進や地域国際交流推進大綱の策定が求められています。
- 上記を受けて、平成18年（2006年）3月に、総務省は「地域における多文化共生」を第3の柱とした「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、都道府県や政令指定都市には、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定することが求められています。

- 令和 2 年（2020 年）9 月、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行い、各地方自治体は以下の実現を図ることを目的に、多文化共生施策を推進するよう定められました。
 - ・外国人住民の受入れ主体としての地域環境の整備
 - ・外国人住民の人権保障
 - ・住民の異文化理解力の向上
 - ・多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - ・外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - ・地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - ・受入れ環境の整備による外国人材受入れの実現
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が平成 30 年（2018 年）7 月 24 日に組織され、同年 12 月 25 日、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定しました。
- 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成 30 年（2018 年）12 月 8 日に成立し、在留資格「特定技能」が創設され、出入国在留管理庁の設置などが盛り込まれました。
- 「日本語教育の推進に関する法律」が令和元年（2019 年）6 月 28 日に施行され、地方自治体の責務が明記されました。さらに、基本的施策として、地方自治体が国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることが求められています。
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、平成 27 年（2015 年）9 月に開催された国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、目標年次（達成年限）である令和 12 年（2030 年）を見据え、SDGs 達成に向けた取組を進めることが求められています。我が国でも平成 28 年（2016 年）5 月に SDGs 推進本部を設置し、全国の地方自治体やその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、感染症対策を適切に行いつつ、外国人材を円滑かつ適正に受け入れ、受入環境を更に充実させる観点から、令和 2 年（2020 年）7 月 14 日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 2 年度改訂）」が策定されました。ここでは、政府が一丸となって、関連施策を着実に実施し、総合的対応策の充実を図るとされています。

堺市を取り巻く情勢

- 本市における外国籍市民は、平成 27 年（2015 年）からの直近 5 年間で約 3,000 人増加し、国籍では、特に、在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館が堺に移転した平成 21 年（2009 年）以降、ベトナム籍市民が増加しています。また、令和 2 年（2020 年）5 月 1 日現在、堺市立小・中・支援学校に 580 人の外国籍児童・生徒が在籍しています。
- 平成 30 年（2018 年）6 月、堺市は「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組を進めています。
- 令和元年（2019 年）7 月に「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産に登録されました。国内外からの多くの来訪者が市内を周遊し、堺の歴史文化をより深く体感していただけるよう、様々な取組を推進しています。
- 令和 4 年（2022 年）には関西各地を会場とする「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」（堺市ではサッカー、フットサルを開催予定）が、令和 7 年（2025 年）には夢洲において「2025 年

大阪・関西万博」が開催されるなど、海外から多くの方が堺市周辺を訪れることが期待されています。これらの機会を生かして広く堺をPRし、堺へ訪れてもらえる取組を推進しています。

○令和2年度（2020年度）に参画した大阪観光局をはじめ、KIX泉州ツーリズムビューロー、関西広域連合、関西観光本部、関西の府県・政令市、鉄道事業者等と連携し、訪日外国人旅行者をターゲットにファミトリップの実施やメディア等を通じて情報発信を行うなど、インバウンド誘客に取り組んでいます。

《 本市における外国人市民増加の背景 》

昭和47年（1972年）の日中国交正常化後、昭和56年（1981年）から日本国政府により中国残留邦人帰国援護事業が始まり、太平洋戦争終結後やむなく中国に残された中国残留日本人孤児の帰国が進められ、堺市（特に南区）にも多くの中国残留日本人孤児とその家族が住むようになりました。

1990年代、出入国管理法の改正により、日系3世と日系人の家族を対象とした就労制限のない「定住者」の資格が創設され、南米からの日系労働者が本市（特に西区）でも急激に増え、日本語習得等日本社会への適応が大きな課題となりました。

平成31年（2019年）4月には、外国人就労を拡大するために新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が施行され、人材不足が深刻な建設業をはじめ14業種を対象に一定の技能や日本語能力がある外国人の就労が認められるようになりました。近年、本市においてもベトナムをはじめとする東南アジア出身の就労者が増えています。

以上のように、本市の外国人市民の動向は日本国政府が推進する施策と連動しています。現在の人口減少、高齢化社会にあつて、本市においても国際化を推進し、多様な文化的背景を持った人々を受け入れ、共生していくことが重要です。

※外国籍市民

本市の住民基本台帳に登録されている外国人住民（中期在留者や特別永住者など）のことを表しています。

※外国人市民

本方針においては、外国籍の市民のほか、日本国籍であっても外国にルーツ（外国文化を背景とする）を持ち、本市に生活の拠点を有する市民を含めて使用しています。

第2節 成果と課題

「堺市国際化推進プラン」（改訂版）及び同プラン「追補版」に掲げた3つの柱における12の重点的な取組に基づき、策定から8年間（平成25年度（2013年度）～令和2年度（2020年度））で、以下のような成果を生み出しました。

1 ヒトとモノが集うまち

- ・在堺チェコ共和国名誉領事館が市内に開設
- ・ASEAN地域を中心とした海外経済交流ミッションの派遣・受入の実施
（平成25年度～令和元年度 計9回）
- ・海外進出をめざす新規企業数の増加
（堺国際ビジネス推進協議会新規会員数 平成25年度～令和元年度 計45社）
- ・堺の伝統产品及び優れた堺製品の海外市場の開拓のため、アジア、アメリカ、ヨーロッパへの展示会出展、事業者の販路開拓支援、各地域において堺製品のプロモーション実施
（令和元年度まで、毎年5回以上実施）
- ・堺市への外国人ビジター数は、平成26年度に16万人を上回る
- ・大阪観光局をはじめ、関西広域連合、関西観光本部、関西の府県・政令指定都市等と連携したインバウンド向けプロモーション実施（平成29年度～令和元年度 計40回）
- ・メディアファームトリップ実施（平成29年度～令和元年度 計28回）
- ・百舌鳥古墳群を快適に周遊するための百舌鳥古墳群周遊路サインやOsaka Free Wi-Fiを整備

2 多彩な都市とつながるまち

- ・ベトナム・ダナン市との「相互交流を促進するための確認書」に基づき、文化・学術分野での交流を展開してきた成果として、平成31年2月にダナン市と友好都市提携を締結
- ・大阪府立大学と共同で、JICA草の根技術協力事業「ベトナムハロン湾における海上輸送を基盤とする廃棄物循環システム構築事業」を実施。同事業終了後も、大阪府立大学及びCIFER・コアと協働し、「環境分野における国際協力推進事業」を実施
- ・小学校・中学校・高等学校にネイティブ・スピーカーを配置し、実践的な外国語活動を実施
（学びの診断「英語の授業の理解度」 平成25年度 62% ⇒ 令和2年度 75%）
- ・「堺・アセアンウィーク」などの事業を通じて、アセアン諸国からの民間大使による交流事業では、市内小学校をはじめ、大学・企業・地域における交流を進め、今後の堺市と各国との懸け橋となる活動を実施
- ・ラグビーワールドカップ2019日本大会の公認キャンプ地として4カ国（イタリア、トンガ、ジョージア、アメリカ）の代表チームを受け入れ、滞在期間に市民との交流事業を実施

3 多様な文化のあるまち

- ・市民との協働による日本語学習支援及び民間非営利団体による日本語教室への事業補助の実施
- ・国際交流プラザに「ワンストップ窓口」を開設（日本語を含む11言語対応による生活相談）
- ・外国人市民への情報提供を充実
「防災ハンドブック」（6言語）、「携帯用防災カード」（7言語）、「大阪生活必携（堺市版）」

(9 言語) の発行、国際課 (堺市立国際交流プラザ) Facebook (英語) の開設

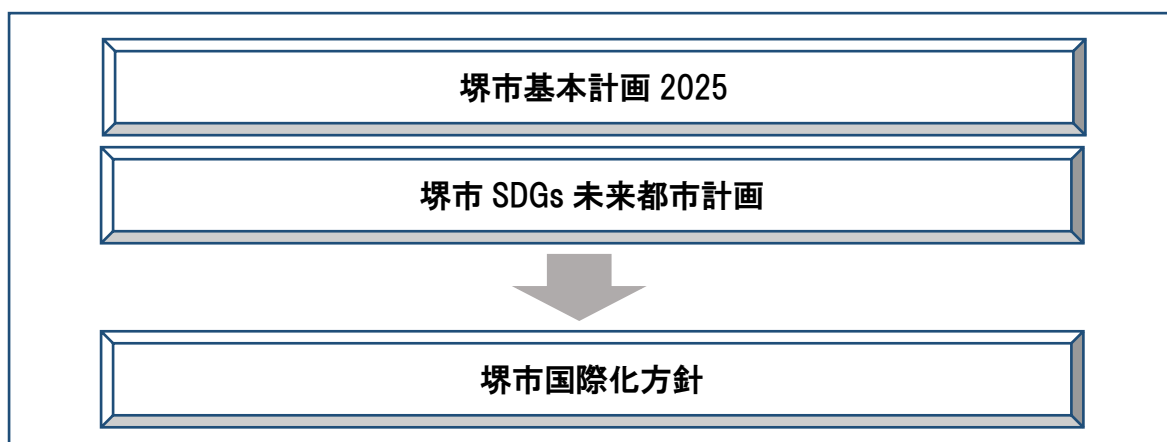
- ・市民の国際理解や国際感覚の向上及び外国人市民が安心して地域に溶け込むきっかけづくりを目的に、地元自治会等と、市内及び近隣の大学の留学生との交流事業 (だんじり、English キャンプ、盆踊り等) を実施

これらの成果を踏まえて、今後の施策展開における課題・考え方については、以下のとおりです。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル・オンライン化の進展、地球温暖化や環境問題に取り組む国際協調体制など、国内外の社会環境が大きく変化する中で、新たな時代への転換期を迎えています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応と経済の両立に向けて、「新しい生活様式」の定着に取り組み、市民に身近な地方自治体の役割として、多様な文化を尊重した活力のある共生社会の実現、諸外国との交流促進並びに友好関係の維持発展に寄与することが求められています。
- 外国人市民が増加傾向にある中、お互いの価値観を理解し尊重し合うことや、グローバル人材を育成することが重要です。
- 都市ブランド力の向上や市民の郷土愛の醸成など、「堺市基本計画 2025」の中で将来像として描かれている取組の方向性を踏まえ、国際化施策を展開していきます。

第3節 「堺市国際化方針」の位置付け

この方針は、上位計画である「堺市基本計画 2025」や「堺市 SDGs 未来都市計画」を踏まえ、様々な行政施策等を国際化の視点をもって進めるにあたっての基本的な目標と施策の方向性を示すものです。



加えて、国の方向性を示している文化庁の「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月施行）や総務省の「地域における多文化共生推進プラン」（令和2年9月改訂）も踏まえた内容となっています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組も含んでいます。

《 これまでの経過 》

- 平成6年（1994年）3月に「堺市国際化基本指針」を策定しました。指針では「友好の輪をひろげる国際交流都市・堺」という都市像を掲げて、「国際化時代を担う人づくりの推進（人づくりの推進）」「世界に開かれた国際交流都市の形成（基盤の整備）」「世界とつなぐ多彩な国際交流の展開（機会の創出）」の3つを目標に設定しました。
- 平成18年（2006年）4月、政令指定都市移行時に「自由都市・堺 ルネサンス計画」を策定しました。
- これらを上位計画として、平成20年（2008年）に「堺市国際化推進プラン」（計画期間：平成20年度～24年度）を策定し、国際化推進の4つの柱「オンリーワンの特色をいかしたグローバル・ネットワークの構築」「多文化共生のまちづくりの推進」「平和貢献と国際協力の推進」「国際都市にふさわしい都市機能の整備」を定めて取り組みました。
- 平成25年（2013年）に「堺市国際化推進プラン」の改訂を行い、国際化推進の3つの柱を「ヒトとモノが集うまち」「多彩な都市とつながるまち」「多様な文化のあるまち」として、8つの重点的取組を定めました。さらに、平成30年（2018年）に追補版として、新たに4つの重点的取組を加えた12の重点的取組を定めて、令和2年度（2020年度）まで計画期間を延長し、国際化を推進してきました。
- 「堺市国際化推進プラン」の策定から13年が経過し、本市を取り巻く国内外の社会情勢も大きく変化している中、改めて時代を見据えて「堺市国際化方針」を策定し、計画的に国際化を推進するものです。

第4節 策定の目的

堺市及び国内外を取り巻く状況並びに上位計画との関係を踏まえた本方針策定の目的は、次のとおりです。

- 「堺市国際化方針」は、地域社会における企業や団体を含むすべての人と広く協働して、本市の国際化を推進するにあたっての基本目標と基本的な施策の方向性を示すことによって、堺市が新たな時代の変化に対応し、国際的な魅力あふれる都市として発展し続けることをめざします。

第5節 対象期間

本方針の対象期間は、令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、期間内であっても、必要に応じて社会情勢の変化に対応するため、内容を追加するなどの改訂を行います。

第2章 国際化方針

第1節 国際化の意義とめざすべき都市像

堺は、中近世の15世紀末から17世紀初めにかけて、日明貿易、南蛮貿易、キリスト教宣教師の来堺などによって、我が国を代表する国際交易の拠点—貿易都市・自由都市として栄えてきました。このように堺は、海外との交流を通じて異なる文化を取り入れながら、都市としてのアイデンティティを確立した歴史を有する国際都市と言えます。そして、国際性豊かな歴史を築き上げてきた精神こそが堺の持つイノベーション精神であり、古くから世界と交流し、「もののはじまり何でも堺」と言われるように、様々な新しいものを生み出してきました。

国や地域の枠を超えて、社会的・経済的な結びつきが一層深化していく中で、一つの価値観にとらわれず広い視野を持つことが重要であり、我々堺のイノベーション精神を生かし更なる国際化を推進することが求められています。

堺が将来にわたって持続的に発展し続けるためには、国内外からの多くの人々が集い行き交う魅力ある都市であること、郷土への誇りや国を愛する心を育みながら、多様性を認め合い、共に生きることができる都市であることが必要です。

また、堺で育つ子どもたちが、世界や様々な分野に視野を広げ、可能性を伸ばすことができるよう全国的にも類稀な堺の歴史を学び、それを誇りにして、伝統や文化、イノベーション精神などの堺の土台を継承していくことも重要です。

堺の都市魅力を高め、多様性を認め合い、すべての人が活躍する国際都市としての未来を実現していくためには、個々が取り組めること、様々な主体が連携して取り組めることなどを施策の基本方向として掲げ、本市の国際化を推進していきます。

なぜ国際化に取り組むのか

地域における国際化の主な意義・目的として、地域アイデンティティの確立や国際的な視野の醸成、多様な価値観に触れることにより、自らの知見の幅が広がり、地域社会が活性化する、といったことが国の国際化の指針に示されています。

堺市では、「歴史」が培った貴重な文化や伝統を生かし、新しい技術やサービスを取り入れて時代の変化に対応し、輝かしい未来を創り出すことをめざして市政を進めています。一方で、人口減少・高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域経済の停滞など、都市経営における課題も抱えています。このような中でも、本市は、海外都市との連携やパートナーシップの強化、SDGsの達成をめざすなど、国際社会の一員として求められる役割を考え、熱意を持って力強く、持続可能な都市の実現をめざしています。

市民が将来に夢と希望を持って「ずっと、この地域で住み続けたい」と思う都市、さらには、「他の地域からも人や企業も惹きつける」ことができる都市であり続け、次世代の子どもたちに豊かな社会をつないでいくことは、社会全体の役割です。

そのような豊かな社会の実現と持続には、堺だけでなく世界的な状況の変化を捉え、国際的な視野はもちろん、郷土への誇りや国を愛する心を持ち、異なる言語や文化、価値を乗り越えて関

係を構築するコミュニケーション能力と協調性、新たな価値を創造する能力、持続可能な社会への貢献意識を持った人材が必要となります。

堺はかつて、自由・自治都市として繁栄してきた歴史を有する都市です。その自由・自治の根底にあるのが、地域の人と人との「つながり」「支え合い」であり、現在にわたるまで、多くの市民が主体的に参画して都市を創りあげていく気風・文化が、連綿と受け継がれています。今後、本格的な人口減少が進む中で、更なる地域活動の担い手不足が懸念されますが、長期的な展望に立って、外国人市民との「つながり」「支え合い」を構築し、多様性を都市の成長につなげていくことが必要です。

これまで述べてきた堺の特徴を生かしながら、現代社会に適応し、将来にわたって持続的に発展し続け、更に成長しようと挑んでいく、特色ある国際化を推進します。

国際化を推進し、豊かな社会、持続可能な都市を実現

《将来像(めざすべき都市像)》

多様性を成長につなげるイノベーティブな国際都市・堺

第2節 国際化方針の特色（イメージ）

○すべての人が安心して暮らせる

“Inclusiveness”

- ・多文化共生社会を進めるための施策を拡充
- ・多様な価値観を認め、ともに歩むことのできる社会

○次世代が地域や世界で活躍できる

“Opportunity”

- ・国際化を推進するための新たな柱として人材育成を重視
- ・人や物事との出会いを大切にし、共感・理解する力を育て、成長や活躍する機会につなげる

○郷土愛を育み世界と交流する

“Confidence”

- ・発想を変える視点を持って都市魅力を創出し、地域に活力を取り込む
- ・自ら未来を切り拓くため、堺の歴史文化に触れて郷土や国を愛する心を育み、多様性を認め合い、世界とつながり、信頼・自信を築く

第3節 様々な主体との協働・連携

国際化の推進にあたっては、多様な領域において、関連する様々な主体との協力連携を図り、効果的に事業を展開します。

経済や観光の面では、企業や関連団体等と協力し、実質的な成果に結び付く取組を進めます。

人材育成においては、大阪府や大学などの高等教育機関等とも連携し、施策・事業に広がりを持たせます。

多文化共生の推進にあたっては、市民、NPO・NGOなどの様々な主体の経験や力を生かしながら、情報の共有と意見交換を強化して協働で取り組みます。

また、国際化の推進は行政のみならず、市民、企業、NPOなどと連携して取り組むことが重要です。それぞれに期待する役割については、以下のとおりです。

市民が取り組めること

- 個人の生活が、世界の動きとつながっており、地球上に暮らす一員として、世界の問題に関心を持ち、その解決に取り組む
- グローバル化が進み、外国人市民や海外からの観光客が増加し、外国人や異文化に触れる機会が日常的なものとなり、市民が多様な価値観への理解を深め、尊重することで、おもてなしの心を持って接する
- 堺の歴史文化などの良さを改めて学び、ふるさと堺への愛情と誇りを醸成し、海外と交流する

企業・団体等が取り組めること

- 企業活動を通じて、地域や世界の発展に貢献する
- 海外市場への進出など、新しい取組にチャレンジする
- グローバル化に対応できる人材育成に取り組み、外国人材が活躍できる場を提供する

堺市の役割・取り組めること

- 地方自治体としての国際化の目標、進むべき方向性を示す
- 住民に最も身近な行政主体として、国際交流の機会を提供する
- 民間国際交流団体や海外姉妹友好都市交流団体などの取組を支援する
- 市民・企業・団体等と連携して、地域の国際化を推進する
- 人材育成、産業支援、外国人受入環境整備に取り組む
- 海外姉妹友好都市等との交流の機会を通じて、堺の良さや魅力をPRし、認知度の向上に努める

第4節 国際化方針の4つの柱（基本目標）

本方針では、「多様性を成長につなげるイノベーティブな国際都市・堺」（将来像）を実現するため、4つの柱をたてて臨みます。

I. 多文化共生社会の実現

II. 国際感覚豊かな人材育成

III. 新たな国際交流の推進

IV. 都市魅力の発信

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた施策の推進



「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、平成27年（2015年）9月、ニューヨークで開かれた国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの15年間に、貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊などの様々な問題を根本的に解決し、私たちの世界をよりよくすることをめざす、世界共通の17の目標です。

本市は、平成30年（2018年）6月に国からSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に選定されています。本方針においても、SDGsの達成を念頭に、推進する施策の方向性を定めます。

本方針に関連するゴール



第3章 推進施策の基本的な方向性

I. 多文化共生社会の実現

地域の実情に応じた多文化共生施策の考え方を明確に示し、外国人市民が地域社会に参画できるような共生社会の実現をめざします。

また、「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」に基づき、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策に取り組みます。

施策の基本方向

1. コミュニケーション支援

- 外国人市民の国籍やルーツが多様化する中、本市における国籍別人口比率や集住地域などの実情を踏まえながら、「やさしい日本語」の普及や希少言語への対応を推進します。
- 多言語化翻訳技術や人工知能（AI）技術の高度化が進む中、タブレット端末やスマートフォンなどの機器を媒体とした翻訳アプリやテレビ通訳サービスを取り入れ、多言語対応を行っていきます。

2. 日本語学習の普及促進

- 「生活者としての外国人」に必要な日本語能力を身につけ、日本語による意思疎通が図れるような学習機会を提供して、社会的な孤立を防ぎ、地域社会の一員として暮らせるように支援します。
- ボランティアが自主運営する地域日本語教室は、外国人市民が日本語を継続的に学べる場であり、また、文化や習慣など日本社会を理解し、地域社会に溶け込むための拠り所にもなっているため、その運営を支援します。
- 外国人市民が、就労や生活の場でより円滑に意思疎通できるように、学習レベルや目的・目標に応じて日本語学習の手法や機会を提供し、継続して学習に取り組めるように支援します。

3. 生活支援（居住、教育、労働、医療、保険、福祉、防災）

- 外国人市民が日本人と同じように行政情報の入手やサービスを享受できるよう、ワンストップ型の生活相談窓口を充実させて、セーフティネット機能の強化を図ります。
- 外国人市民の「言葉による壁」を取り除くために、依頼に応じて、登録されているボランティア通訳者を市内の様々な場所に派遣して、日常の生活支援を充実します。
- 災害時の外国人支援の拠点となる「災害時多言語支援センター」が効果的に機能するよう、関係機関や災害ボランティアとの支援・協力体制の整備を図ります。

4. 地域活動支援

- 外国人市民を含めた地域社会や外国人コミュニティ等において、人との交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、SDGsの達成に向けて、地域住民がお互いの違いを認め合い、異文化を尊重する意識啓発や行動促進に取り組みます。
- 「定住者」・「永住者」の資格を持つ外国籍市民や留学生といった中長期的な在留期間を有する外国籍市民が、地域社会を支え、地域活動の担い手となる取組を推進します。
- 国際交流、国際協力及び多文化共生の推進拠点である堺市立国際交流プラザを、より多くの市民に活用してもらうよう、アウトリーチ活動など積極的に周知を図り、機能の充実やサービスの向上に取り組みます。

Ⅱ. 国際感覚豊かな人材育成

市民生活や学校教育の中で、国際感覚を身につける機会の提供や異文化理解を促進することで、地域活動における担い手や国際社会や地域で活躍できる次世代の人材を育成します。

施策の基本方向

1. グローバル人材の育成

○国際化を推進するための重要な資源は人であり、人材こそが社会の土台となります。都市が持続的に発展するためには、次世代を担う子どもたちへの教育をはじめ、海外都市との交流を進めることが重要です。これらを通じて、一つの価値観にとらわれない個性を育み、共に困難を解決していく個の力や郷土愛を醸成することで、国際社会の中で国際貢献や主体的に活躍できるような人材育成を図ります。

2. ボランティアの育成

- 地域において多文化共生社会を推進する人材（外国人市民も含む）や国際交流活動等に活躍できる人材を育成します。また、地域で活動するボランティア団体が相互交流できる機会を創出し、地域の活性化につなげます。
- 国際イベントの開催を契機と捉え、多言語対応、おもてなし力の向上を目的に、英語や「やさしい日本語」をはじめとするコミュニケーションの推進に取り組みます。
- 親と子のコミュニケーション、母国のコミュニティとのつながりなど、外国にルーツを持つ児童・生徒やその保護者などの課題に寄り添えるよう、サポーターの支援に取り組みます。

3. 国際感覚を涵養する機会の提供

- 海外都市とのスポーツ・文化など様々な分野での交流や外国公館等との連携により、諸外国の文化を市民が身近に触れることができる機会を提供します。
- 交流実績のあるアセアン各国の大学生や海外からの留学生、本市で働く国際交流員との交流を通して、国際理解を促進し、多様な価値観を受け入れる心を育みます。
- 市内在住の外国人市民に活躍する場を提供し、市民が相互に学び合う機会を提供します。
- JICA（独立行政法人国際協力機構）等の民間国際交流団体と連携し、国際交流や国際理解につながる場を増やします。
- 国籍や言葉、文化、習慣などの違いに関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、平和や人権が尊重される社会の実現に貢献できる人権意識と国際感覚を身につけた青年を育成する等の教育や啓発を推進します。

Ⅲ. 新たな国際交流の推進

新しいライフスタイルの定着や時勢に即応した国際交流のあり方を常に見極めつつ、友好親善にとどまらない多様な分野における Win-Win の関係を構築し、地域活動の活性化や大阪全体の誘客・消費へつなげます。また、ICT を活用したオンライン交流など、人の往来に留まらない多彩な交流の輪を広げ、国際交流を担う市民を増やします。

施策の基本方向

1. 海外都市との交流推進

- 本市と姉妹・友好都市提携を締結しているバークレー市（アメリカ）、連雲港市（中国）、ウェリントン市（ニュージーランド）、ダナン市（ベトナム）との間で、これまでのネットワークを生かした青少年相互訪問など市民同士の交流のほか、教育、産業、環境などの SDGs 達成に向けた幅広い分野での都市間交流を推進し、双方がメリットを共有できる取組を推進します。
- 海外姉妹・友好都市との交流を推進する民間団体と連携し、市民が主体となった草の根交流を支援します。
- 堺と歴史的・文化的なつながりの深いヨーロッパ諸国（チェコなど）の外国公館等と連携しながら、ヨーロッパ諸国の都市との結びつきを強化し、交流をより一層深めていきます。

2. アセアン諸国との交流強化

- 中近世における東南アジア諸国との交易・交流の歴史を有している本市の財産を生かし、今後更なる成長が見込まれるアセアン各国と経済・環境・文化・学術・教育などの各分野で相互交流を行い、国際交流・国際協力や多文化共生を推進します。
- 市内に在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館が立地し、市内在住のベトナム籍市民が増加する中、総領事館との連携や友好都市ダナン市との協定書に基づき、各分野での相互交流・連携を図ります。

3. 国際イベントを契機とした交流推進の展開

- 本市では、令和 3 年（2021 年）に開催される「東京 2020 パラリンピック」のアルゼンチン共和国男子 5 人制サッカー代表チームの事前キャンプを受け入れ、交流イベントの実施を予定しています。また、J-GREEN 堺は、令和 4 年（2022 年）の「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」では、サッカー・フットサル種目の競技会場となっています。これらの国際スポーツ大会を契機として、世界からトップアスリートやスポーツ愛好家を受け入れ、市民に交流の機会を提供し、地域の活性化を図ります。

IV. 都市魅力の発信

世界に誇る堺の歴史文化資源などを活用し、環濠エリア・大仙公園エリアなどの都市魅力を創出することにより都市ブランドの向上を図り、戦略的なプロモーションを展開していくことで、観光客などの交流人口や定住人口の増加による地域の活性化につなげます。

施策の基本方向

1. 都市ブランド力の向上

- 国際都市・堺としての市民意識を高め、郷土愛を醸成し、国際化を推進します。
- 堺が有する歴史文化資源の魅力や価値を国内外へ発信し、ソフト・ハードの両面において、外国人観光客等の受入体制を整備します。
- 各国・地域とのパートナーシップ推進の基礎を作るため、外国公館・国際機関等との連携強化やネットワークの構築を図ります。また、国際協力に取り組む民間団体等と連携し、国際協力活動を推進します。
- 刃物・注染・線香をはじめとする伝統産業のブランド化を進めることで、堺が誇る伝統産業を国内外へ発信します。
- 国内外の競争に勝ち残る独自の技術力や自社ブランド力を高めるための取組を支援します。また、市内企業の海外市場への展開を促進します。

2. 戦略的なプロモーション展開

- 歴史文化や、SDGs 達成に向けた取組など、様々な分野での本市の魅力や強みについて、海外都市や外国公館、国際機関等と連携しながら、インターネットや SNS などのメディアの活用を通じて、効果的な情報発信に取り組みます。また、市内大学や市民活動団体、留学生等とも連携し、魅力発信を強化します。
- 外国人市民が地域社会で活躍でき、地域社会に貢献できるよう取り組み、その環境も都市魅力の一つとして発信します。

3. インバウンド推進

- 堺が有する歴史文化資源を生かし、近隣自治体等と連携し、戦略的な滞在型観光や消費拡大に取り組みます。
- 関係団体や民間事業者と連携し、国際的な会議や展示会、イベントなどの MICE 誘致に取り組みます。
- 大阪観光局等との連携により、それぞれが持つ観光資源を集約し、外国人観光客に対し効果的に情報発信します。
- 本市を訪れる外国人観光客が、快適に安心して滞在することができるよう、情報発信や多言語表記の充実を図ります。

策定にあたりご助言をいただいた方々

毛受 敏浩 (公益財団法人日本国際交流センター 執行理事)
葛村 和正 (堺姉妹友好都市協議会 会長、在堺チェコ共和国名誉領事館 名誉領事)
三重野 文晴 (京都大学 東南アジア地域研究研究所 副所長・教授)
志野 正豊 (NPO 法人堺観光ボランティア協会 企画部長)
向山 由彦 (地域日本語教室 とが交流会 会長)
火置 敏彦 (地域日本語教室 北野田日本語教室 代表)
田中 ルジア (プロジェクト コンストルイル 代表)
大阪府立大学 留学生
堺市立殿馬場中学校夜間学級 副校長

(順不同、敬称略)

堺市 文化観光局 国際部 国際課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

TEL : 072-222-7343

FAX : 072-228-7900

HP : <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号 1-L5-21-0106